

社会福祉法人仙北市社会福祉協議会  
たすけあい資金貸付規程

(目的)

第1条 この「たすけあい資金」(以下「資金」という。)は、低所得階層の世帯の更生、支援に資することを目的として資金を貸付する。

(貸付の対象者)

第2条 この資金の貸付を受けることのできる者は、次に掲げる要件を備えているものであって、社会福祉法人仙北市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)が適当と認める者に対してこれを行う。

- (1)仙北市内に在住していること。
- (2)貸付金の返還が確実と認められること。
- (3)仙北市内に居住し、独立の生計を営む保証人があること。

(資金の用途)

第3条 この資金は次に掲げる必要な経費とする。

- (1)母子福祉資金、生活福祉資金等の借入れまでの期間、ただし、この場合の貸付は他の資金の貸付決定がなされたことを確認して行う
- (2)学用品の購入、学校給食、修学旅行等に必要な教育費
- (3)就学、進学、就職等に必要な支度費
- (4)治療、往診等に必要な医療費
- (5)出産、葬祭、その他の生活費
- (6)家庭内職に必要な生業費
- (7)災害で応急に必要な経費
- (8)その他不時の出費に要する経費

(貸付の条件)

第4条 この資金の貸付は、一世帯50,000円以内とする。

- 2 貸付金は無利子とする。
- 3 償還期間は6カ月内とする。ただし、これにより難しいときは12カ月まで延長することができる。
- 4 償還は均等償還とし、月払いとする。ただし、この資金の貸付を受けた者(以下「借受人」という。)は、いつでも繰上償還をすることができる。

(借入申込の手続)

第5条 この資金の貸付を受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、たすけあい資金借入申込書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。

- 2 借入申込者は担当民生委員の借入を必要とする意見書(様式第2号)を添付しなければならない。

(貸付の決定)

第6条 会長は、借入申込書を受理したときは、速やかにその内容を審査し貸付を決定しなければならない。

(貸付金の交付)

第7条 会長は、前条により貸付を決定したときは借入申込者に対して「たすけあい資金」借用書(様式第4号)を提出させ、当該貸付金を交付するものとする。

2 連帯保証人は同居家族以外の仙北市内在住者にして、たすけあい資金保証人内諾書(様式第3号)を提出する。

(貸付金の償還)

第8条 借受人は、第4条第3項及び第4項の規程により償還するものとする。ただし、これにより難しい場合は、協議のうえ償還方法を変更することができる。

2 借受人が当該仙北市以外の地域に転出する場合は、転出の日までに借入金の全額を会長に償還するものとする。

(償還の免除)

第9条 会長は、借受人が次の各号の1に該当すると認めるときは、償還金の一部または全部の償還を免除することができる

- (1)借受人が死亡した場合であって、相続人から償還未済額を償還させることが困難であるとき。
- (2)借受人が所在不明となったとき。
- (3)償還期限到来後償還指導を継続しても借受人から償還未済額を償還させることが困難なとき。
- (4)その他、会長が特に認めるとき。

(備付帳簿)

第10条 会長は、本会に下記の帳簿を備付け、この資金の運用状況を明確にしておくものとする。

- (1)たすけあい資金借入申込書綴 (様式第1号)
- (2)たすけあい資金借入意見書綴 (様式第2号)
- (3)たすけあい資金保証人内諾書綴 (様式第3号)
- (4)たすけあい資金借用書綴 (様式第4号)
- (5)たすけあい資金貸付台帳 (様式第5号)
- (6)その他必要な書類

(会計)

第11条 この会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。